

第5章 計画の推進体制と評価・検証

1 計画の推進体制

(1) 松本市全体としての推進体制

第2次推進計画を効果的に推進し、実効性のあるものとしていくためには、市民全体の理解と協力が欠かせません。そのためにも、子どもにやさしいまちづくり委員会をはじめ、子どもに関わる市民や団体との協働や連携を通じて、情報の収集及び共有を図りながら、子どもの権利に関する視点から、子どもについての施策を推進します。

(2) 庁内推進体制

子どもの権利に関して施策の検討や調整を行う「子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議」で、第2次推進計画の内容や実施状況について協議し、計画をより実効性のあるものとしていきます。

また、庁内の子ども施策に関わる情報を共有し、互いに連携を図りながら計画を推進します。

2 計画の評価及び検証

(1) 行政による自己評価

第2次推進計画について、進捗状況を把握するため、計画を実施する各担当課において自己評価を行い、その後「子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議」で検討・調整していきます。

評価の基準は、目標値の達成度のみの評価ではなく、下表「行政による評価基準」の4項目のうち、事業ごとに適切なもの1項目以上で、多角的に評価を行います。条例に基づいて何を実現することができたか、また各事業をどのように継承・発展または変更しなければならないかなどを評価していきます。計画全体での目標値は次ページの「全体目標値」のとおりです。

行政による評価基準

| 項 目 |
|----------------------|
| ア 事業量や目標値で評価 |
| イ 条例の趣旨への達成度で評価 |
| ウ 条例・計画に対しどう実施したかで評価 |
| エ 市民の認識や態度の変化で評価 |

全体目標値

| 項 目 | 実績 H30 | 目標値 R6 |
|--------------------------|--------|--------|
| ア 子ども権利に関する条例の認知度 | 57.4% | 75.0% |
| 内容まで知っている | 9.0% | 40.0% |
| 名前だけ知っている | 48.4% | 35.0% |
| イ 相談室「こころの鈴」の認知度 | 64.8% | 80.0% |
| ウ 子どもの自己肯定感（自分のことが好きな割合） | 60.7% | 80.0% |

(2) 子どもにやさしいまちづくり委員会による検証

行政が評価・検証した内容について、子どもの権利に関する条例第24条に基づき、子どもにやさしいまちづくり委員会で調査や審議を行い検証し、提言・報告をします。この検証のプロセスでは、行政による事業評価や「子どもの権利アンケート」の結果等を踏まえながら、委員が参加することにより、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組みの更なる実態を明らかにし、条例や第2次推進計画の実施をより現実的で効果的なものにしていくことを目指します。

この検証システムは、行政と子どもにやさしいまちづくり委員会がそれぞれの役割を確認し合いながら、パートナーシップのもとに、子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視したもので、第2次推進計画をいっそう効果的に実施していくものです。